

通告2番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、所有者不明土地と空き家対策について、管理不全土地対策について、用水路管理について、原油価格・物価高騰等総合緊急対策について、4点質問をしたいと思います。

まず初めに、1番目の所有者不明土地と空き家対策についてであります。人口減少、少子高齢化が進む現在、少子高齢化は様々な分野で影響が出始めておる中、全国で土地や空き家等の問題が発生、相続件数の増加、土地利用・ニーズの低下、また所有者意識の希薄化が進行し、今後、さらに所有者不明土地の増加が見込まれる中、利用の円滑化、促進、管理の適正化は喫緊の課題で、市町村をはじめとする地域の関係者が行う施策を支える仕組みを充実させることが必要なことから、国において、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議が開催をされております。

所有者不明土地が、東日本大震災の復旧・復興事業などの妨げとなっていたことを機に、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されましたが、今後も引き続き所有者不明土地の増加が見込まれることから、さらなる利用の促進を求める声や管理不足の所有者不明土地がもたらす悪影響を懸念する声が高まっているため、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が、令和4年2月4日に閣議決定をされました。

法律案では、所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する地域複利増進事業や、市町村が所有者不明土地対策計画の作成や対策協議会の設置が可能に、また計画の作成や所有者探索を行う上で、国土交通省職員の派遣の要請が可能となりました。また、一般財団法人の国土計画協会が所有者不明土地について、平成29年にまとめたところでは、土地全体の20%に及ぶという結果で、実に九州の面積よりも広い所有者不明土地が日本にあるそうであります。

所有者不明土地が増加する原因として考えられるのが、子供の相続人がいない場合、相続人が決まらない場合、相続人が登記簿の名義変更をしていない場合、登記変更しない理由は、売却しにくい土地であることが考えられます。

そこで1点目、所有者不明土地及び空き家対策の現状と苦情や要望について、現

在、岩出市はどのような状況にあるのか、お聞かせください。

2点目に、所有者不明土地対策協議会の設置及び今後の対策についてお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の1番目、所有者不明土地と空き家対策について、一括してお答えいたします。

近年、全国的に所有者不明土地や空き家が問題視されるようになり、それに関する法整備も進んでまいりました。岩出市での空き家問題は、他の過疎地域等で見られる事例とは異なり、旧集落内の古い建築物だけでなく、分譲地内での未利用となった小規模住宅によるものが多くなってきています。

苦情や要望の内容といたしましては、草木の繁茂や害虫の発生などが大半であり、倒壊の危険性のある建築物に対するものは、ごく僅かであります。

市では、空き家問題に関しまして、平成28年に岩出市空家等対策計画を策定し、市民からの相談、苦情等に対応しており、令和3年度末までの対応件数は73件で、そのうち改善されたものが40件となります。

一方で、所有者不明土地につきましては、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が創設され、所有者不明土地の利用の適正化及び管理の適正化が期待されるところであります。

市では、今までにおいても未利用地や管理が不適切な土地については、岩出市の環境を守る条例、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例、農地法などの関係法令に基づき、土地の適正管理の指導、助言を行ってきたところであります。

今後におきましても、新しく創設された所有者不明土地法と関係法令に基づき、引き続き対応してまいります。しかしながら、所有者不明土地法では、その対象となる土地並びに建築物の状況所有者不明と判断できるケース、対象の土地を利活用するための事業計画など、様々なクリアすべき点があり、相当の労力と手続が必要となってまいります。残念ながら、特別措置法の整備により、市民の皆様のご要望が容易に解決されるものとはなっておりません。

なお、所有者不明土地対策協議会につきましては、国土交通省の各地方整備局単位で所有者不明土地対策連携協議会が設置されており、和歌山県も参加しております。岩出市で対応が必要な事例があった場合は、まず和歌山県を通じて連携協議会の助言、援助を受け、必要に応じて、市に所有者不明土地対策協議会を設置するこ

ととなります。

現在、岩出市におきましても、空き家や未利用土地に関して、様々なご意見、ご要望をいただき、市といたしましても、国・県の対応を待たずとも、市独自で対応施策が取れないものか、検討しているところでございます。

具体の例といたしましては、まだ使用できる空き家の再流通や建物を除去して更地としての販売など、倒壊の危険性や草木の繁茂、または周辺的环境衛生への悪影響など、未然に防ぐ手だてとして、また将来に向けてのまちの活力維持のため、市行政として何が可能であるかを研究し、まちづくりを進めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 所有者不明土地法ですが、今回新たに、国土交通省からいろんな書類がネットで閲覧できるんですが、また、報道資料等を見る限りでは、割と簡単に、法律を施行して問題解決できるような、こういうイメージを抱くんですが、実際どのような制度になっているのか、実情をどのようになっているのか、お聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

所有者不明土地法の実情についてですけれども、新しく創設された所有者不明土地法の利用の円滑化等に関する特別措置法と関係法令におきましては、その対象となる所有者不明土地の定義といたしまして、現に建築物が建っていない土地、もしくは建築物があっても損傷、腐食、劣化の状況等により利用の見込みのないものとされており、単なる空き家で建物がしっかりしている状態では適用されません。

また、所有者不明の判断につきましても、相当な努力が払われた探索を行っても、なお所有者を知ることができないものとされており、単に相続登記が未了である、近隣に居住していない、所有者や相続人がいても協力が得られないなどのケースにつきましても対象外となります。

さらに、所有者不明土地法が目的としているのは、対象の土地を広場、災害関連施設、再生可能エネルギー設備などの地域複利増進事業や道路、河川、港湾などの土地収用法の対象事業用地として使用する場合などに限られており、所有者不明土地法の適用は現実的に困難であると考えてございます。

今後も従来どおり、空き家に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法、空き地に関しては、岩出市の環境を守る条例、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例、農地法などの関係法令により対応してまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次いで、2番目の管理不全土地対策についてであります。近年、土地の利用、管理の担い手の減少や土地所有者等の管理意思の低下を背景に、草木の繁茂や小動物や、また害虫の発生等により、周囲に悪影響を及ぼす管理不全土地が全国的に増加をしております。

1点目、岩出市の現在の対策と住民被害や要望について、現状をお聞かせください。

2点目に、通学路におきましては、問題が発生しますと、生活環境課と、また教育委員会が連携し対応されていると聞いておりますが、どのような通学路の対策がなされているのか、お聞きいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 玉田議員のご質問の2番目、管理不全土地対策についての1点目、現在の対策と住民被害や要望について、お答えいたします。

現在の対策といたしましては、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂している空き地等の所有者、または管理者に対して、文書通知や面談を行い、雑踏等の繁茂に至った事情や経緯などを聞き取り、解決に向けた助言や指導を行っているところでございます。

住民被害については、害虫被害や花粉によるアレルギー被害などの理由が多く寄せられ、令和3年度の要望等の件数は101件でございました。

なお、文書通知や面談により解決した件数は86件であり、雑草等の除去達成率は85%となっております。引き続き市の美観や清潔な生活環境を保持し、健康で文化的な市民生活に寄与できるよう、粘り強く取り組んでまいります。

続いて、2点目の通学路対策についてですが、草木等の繁茂が影響する危険から児童生徒を守るために、1点目でお答えしたとおり、土地の所有者、または管理者

に対して文書通知や面談を行い、解決に向けた助言や指導を行うとともに、先ほども議員がおっしゃいました教育委員会や農業委員会などとの関係部署と情報を共有してまいりたいと考えております。

○田中副議長 再質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目の用水路管理についてであります。毎年行われている自治会の溝掃除のときに、住宅周辺の用水路も清掃に協力しているところですが、高齢化による影響で、自治会住民の負担やけがなどの危険のリスクも高まっております。今後、高齢化の現状も踏まえ、用水路管理について見直しが必要と考えることから、1点目に、住宅地周辺の用水路管理状況についてお聞きいたします。

2点目に、高齢化による今後の対策について、併せてお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の3番目、用水路管理について、一括してお答えいたします。

地域の用水路等の公共的財産の日常管理は、地域の皆様が一体となった共同作業での管理をお願いしているところでございます。

また、住宅開発時に開発事業者と近隣関係者、地元区や水利組合等が協議を行い、清掃などの管理協定がある場合がございます。なお協定等がない場合でも、隣接する用水路等に自治会からの排水などが流れている場合は、地域の皆様で協力していただき、地域美化の一環として、清掃及び泥上げなどの日常的な維持管理をお願いしております。

今後、高齢の方にはご負担をおかけしますが、区自治会活動の一環として対応をお願いいたします。

なお、市において、政策的に設置した大規模な排水路、水路敷幅が1メートル以上が対象となるんですけども、その排水路や市等が設置許可した暗渠部等での維持管理が困難な箇所につきましては、市で対応してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点だけ、水路の修繕は誰が行うのか、お聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

水路の修繕についてですが、水路などの法定外公共物の修繕事業につきましては、住宅地内で2戸以上が利用している排水路で、所有権が岩出市である区間の修繕は市が全額負担で施工してございます。

なお、各地区から要望があることから、予算の範囲内で優先事業を決定し、順次修繕しているところでございます。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 4番目の原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてであります。4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、公明党の強い要請に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

これにより地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減、また農林水産業や運輸、交通分野をはじめとする小・中企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが、総合緊急対策に明記されていますが、1点目、事業内容についてお聞かせください。

2点目に、岩出市の事業計画についてどのような計画があるのか、お聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 玉田議員のご質問について、一括してお答えいたします。

令和4年4月に閣議決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、各種対策事業が実施されますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、先ほど議員からもございましたが、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が新たに創設されることとされました。

本市における交付限度額は1億9,127万円9,000円であると示されたところですが、現在実施する支援策等の検討を進めている状況でございます。国からも早期の事業実施の要請がございますので、市といたしましても、可能な限り速やかに検討を進め、早期に事業実施できるよう努めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 岩出市でも、燃料高騰による物価高騰での各種事業者や一般家庭での影響についてどのようにお考えお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

まず2点目に、各市町村の対応は、今現在どのようにされているのか、お聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市の燃料高騰による物価高での各種事業者、一般家庭での影響について、また各市町村の対応についてということでございます。

燃料高騰によりまして、ガソリンをはじめとしました燃料費はもちろんのこと、電気代、食料品等の高騰による影響は既に事業所及び家庭で出ているものと認識しております。

また、他市町村の対応につきましては、情報入手しているところでございまして、本市におきましても、可能な限り、速やかに検討を進め、早期に事業実施できるよう努めてまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の4番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。